

# 浦和明の星女子中学校学則

平成15年4月 1日施行  
平成24年4月 1日改訂  
令和4年11月19日改訂

## 第一章 総 則

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法の主旨に則り、且つカトリック精神に基づいて、小学校の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第2条 本校は、浦和明の星女子中学校と称する。

第3条 本校は、埼玉県さいたま市緑区東浦和6丁目4番地19におく。

## 第二章 収容定員

第4条 本校の収容定員は次の通りとする。

女子 480名

## 第三章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 本校の修業年限は3年とする。

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は次の通りとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 県民の日を定める条例に規定する日
- (4) 春季休業日 4月1日から 4月5日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から 8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月21日から 1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで
- (8) 本学園創立記念日 11月1日

2 前項の休業日の変更及び臨時の休業日については、その都度校長が定める。

#### 第四章 入学・転学・退学及び休学

- 第 9 条 本校に入学を許可する者は、小学校卒業者又はこれに準ずる学校を卒業した者で本校所定の入学試験に合格した者とする。
- 第 10 条 第 2 学年以上に転入学を許可する者は、前条に規定する資格を有し、前学年の課程を終了し、且つ本校所定の転入学試験に合格した者とする。
- 2 第 2 学年以上に編入学を許可する者は、相当年齢に達し、本校の編入試験により、前学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第 11 条 本校に入学を志願する者は、本校所定の入学願書その他必要書類に入学考査料を添えて、提出しなければならない。
- 第 12 条 入学の許可は選考の上、校長がこれを行う。
- 第 13 条 入学を許可された者は、本校所定の書類に入学金を添えて定められた日までに、入学手続きをとらねばならない。
- 2 前項に定める手続きが、所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。
- 第 14 条 退学又は他校に転学しようとする者は、その理由を具し、保護者から願い出、校長の許可を得るものとする。
- 第 15 条 病気その他、やむを得ない事由で引き続き 3 か月以上登校の見込みがなく、休学を希望する者は、その理由を具し保護者から願い出、校長の許可を得なければならない。
- 2 休学の期間は 1 年以内とする。但し、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 第 16 条 休学中の者が復学しようとする時は、保護者が復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。
- 第 17 条 病気で 1 週間以上欠席する者は、医師の診断書を添えて保護者から届け出るものとする。
- 2 伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して、校長は出席停止を命ずることができる。

#### 第五章 教育課程及び授業時数

- 第 18 条 本校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳及び特別活動等により編成し、その教科名並びに授業時間数は別表のとおりとする。
- 第 19 条 授業は 1 学年 35 週以上、1 週 33 時間、1 時間は 50 分を基準とする。

## 第六章 学習の評価及び課程修了の認定

第 20 条 学習の評価基準は、別に定める。

第 21 条 校長は、本校所定の教育課程に従って科目を履習し、その成果が教科科目の目標からみて満足できると評価された者に対し、当該科目を履習した学年末にその教科科目について修得したことを認定する。

第 22 条 校長は本校所定の全課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

## 第七章 教職員組織

第 23 条 本校の教職員組織は次の通りとする。

- |      |       |        |
|------|-------|--------|
| (1)  | 校 長   | 1 名    |
| (2)  | 副 校 長 | 1 名    |
| (3)  | 教 頭   | 1 名    |
| (4)  | 教 諭   | 18 名以上 |
| (5)  | 養護教諭  | 1 名    |
| (6)  | 講 師   | 若干名    |
| (7)  | 事務職員  | 3 名    |
| (8)  | 技能職員  | 若干名    |
| (9)  | 学 校 医 | 1 名    |
| (10) | 学校歯科医 | 1 名    |
| (11) | 学校薬剤師 | 1 名    |
- 2 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
  - 3 副校長は、校長を補佐し、校長の職務を分掌する。  
副校長は、必要な場合においておくことができる。
  - 4 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
  - 5 前 3 項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

## 第八章 入学考査料・入学金・施設設備費・授業料等

第 24 条 入学考査料・入学金・施設設備費・授業料等の額は次の通りとする。

入学考査料	25,000 円
入 学 金	250,000 円
施設設備費（入学時のみ）	250,000 円
授業料（月額）	28,000 円
維持費（月額）	16,000 円

第 25 条 本校に在籍する者は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 一旦納入した学納金は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。
- 3 生徒が休学したときは、第 2 項の規定にかかわらず、授業料等を免除することがある。
- 4 正当な理由なく、授業料等を滞納した者は除籍することがある。

## 第九章 賞 罰

第 26 条 特別の理由ある生徒に対して、校長は授業料等減免の措置を取ることができる。

第 27 条 学業成績、性行において、生徒の本分に違反し、共同生活を阻害すると認められる生徒には、その軽重に応じて校長は懲戒を加えることができる。

- 2 前項の懲戒は、訓告及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業成績が劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 附 則

1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2. 収容定員については、第 4 条の規程にかかわらず平成 18 年度から平成 19 年度までの間、次の表のとおりとする。

区 分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計
18 年度	160 名	120 名	120 名	400 名
19 年度	160 名	160 名	120 名	440 名

3. この学則施行に際し必要な細則は、校長がこれを定める。
4. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則は令和 4 年 11 月 19 日から施行する。

# 浦和明の星女子高等学校学則

昭和42年4月 1日施行  
平成31年4月 1日改訂  
令和4年11月19日改訂

## 第一章 総 則

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法の主旨に則り、且つカトリック精神に基づいて、中学校の基礎の上に高等学校普通教育を施すことを目的とする。

第2条 本校は、浦和明の星女子高等学校と称する。

第3条 本校は、埼玉県さいたま市緑区東浦和六丁目4番地19におく。

## 第二章 学科及び収容定員

第4条 本校の学科及び収容定員は次の通りとする。

普通科 480名

## 第三章 修業年限・学年・学期及び休業日

第5条 本校の修業年限は3年とする。

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から 3月31日まで

第8条 休業日は次の通りとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 県民の日を定める条例に規定する日
- (4) 春季休業日 4月1日から 4月5日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から 8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月21日から 1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月25日から 3月31日まで
- (8) 本学園創立記念日 11月1日

- 2 前項の休業日の変更及び臨時の休業日については、その都度校長が定める。

#### 第四章 入学・転学・退学・休学及び留学

第9条 本校に入学を許可される者は、本校併設の中学校を卒業した者とする。

第10条 第2学年以上に転入学を許可される者は、前学年の課程を終了し、且つ本校所定の転入学試験に合格した者とする。

- 2 第2学年以上に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、本校の編入試験により、前学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

第11条 欠条

第12条 入学の許可は、校長がこれを行う。

第13条 入学を許可された者は、定められた日までに、入学金を納めなければならない。

第14条 退学又は他校に転学しようとする者は、その理由を具し、保護者から願い出、校長の許可を得るものとする。

第15条 病気その他、やむを得ない事由で引き続き3か月以上登校の見込みがなく、休学を希望する者は、その理由を具し保護者から願い出、校長の許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は1年以内とする。但し、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第16条 休学中の者が復学しようとする時は、保護者が復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

第17条 病気で1週間以上欠席する者は、医師の診断書を添えて保護者から届け出るものとする。

- 2 伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して、校長は出席停止を命ずることができる。

第18条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を、本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で、単位の修得を認定することができる。

## 第五章 教育課程及び授業日数

第 19 条 本校の教育課程は別に定める。

第 20 条 授業は 1 学年 35 週以上、1 週 30 時間以上、1 時間は 50 分を基準とする。

## 第六章 学習の評価・単位の認定及び課程修了の認定

第 21 条 学習の評価基準は別に定める。

第 22 条 校長は、本校所定の教育課程に従って科目を履習し、その成果が教科科目の目標からみて満足できると評価された者に対し、当該科目を履習した学年末にその教科科目について所定の単位を修得したことを認定する。

第 23 条 校長は、生徒中 当該学年において認定された単位が所定の単位数に満たない者、その他進級せしめることが不適当と認める者につき、これを原級に留めることができる。

第 24 条 校長は本校所定の全課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

第 25 条 校長は、第 18 条第 2 項の規定により単位の修得を認定された生徒について各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

## 第七章 入学検査料・入学金・施設設備費・授業料等

第 26 条 入学検査料・入学金・施設設備費・授業料等の額は次の通りとする。

入学検査料	25,000 円
入 学 金	250,000 円
施設設備費	250,000 円
授業料（月額）	28,000 円
維持費（月額）	16,000 円

第 27 条 本校に在籍する者は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 一旦納入した学納金は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

3 生徒が休学したときは、第 2 項の規定にかかわらず、授業料等を免除することがある。

4 正当な理由なく、授業料等を滞納した者は除籍することがある。

第 28 条 特別の理由ある生徒に対して、校長は授業料減免の措置を取ることができる。

## 第八章 教職員組織

第 29 条 本校の教職員組織は次の通りとする。

校長 1 名、副校長 1 名、 教頭 1 名、 教諭 28 名以上、  
養護教諭 1 名、 司書教諭 1 名、 講師 若干名、  
実習助手 若干名、 事務職員 4 名以上、 技能職員 若干名

- 2 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
- 3 副校長は、校長を補佐し、校長の職務を分掌する。  
副校長は、必要な場合においておくことができる。
- 4 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
- 5 前 3 項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

## 第九章 賞 罰

第 30 条 校長は、学業・徳行その他の業績について、他の模範となる生徒を表彰することができる。

第 31 条 学業成績、性行において、生徒の本分に違反し、共同生活を阻害すると認められる生徒には、その軽重に応じて校長は次の懲戒を加えることができる。

イ 戒告 ロ 謹慎 ハ 停学 ニ 退学

- 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学業成績が劣等で成業の見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者。
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

## 附 則

1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2. 収容定員については、第 4 条の規程にかかわらず平成 18 年度から平成 19 年度までの間、次の表のとおりとする。

区 分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計
18 年度	160 名	200 名	200 名	560 名
19 年度	160 名	160 名	200 名	520 名

3. この学則施行に際し必要な細則は、校長がこれを定める。
4. 授業料（月額）については、第26条の規程にかかわらず平成18年度から平成19年度までの間、次の表のとおりとする。

区分	第1学年	第2学年	第3学年
平成18年度	28,000円	26,000円	26,000円
平成19年度	28,000円	28,000円	26,000円

5. この学則は平成23年4月1日から施行する。
6. この学則は平成24年4月1日から施行する。
7. この学則は平成24年8月1日から施行する。
8. この学則は平成25年4月1日から施行する。
9. この学則は平成27年4月1日から施行する。
10. この学則は平成31年4月1日以降の入学生から施行する。ただし、平成31年3月31日以前の入学者については、従前のとおりとする。
11. この学則は令和4年11月19日から施行する。